

令和4年度

神栖市下水道事業会計予算

令和4年度 神栖市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和4年度神栖市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	17,456 戸
(2) 年間有収水量	4,401,912 m ³
(3) 一日平均有収水量	12,060 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業(汚水)	658,940 千円
公共下水道整備事業(雨水)	362,000 千円
公共下水道改築整備事業(汚水)	329,944 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,907,161 千円
第1項 営業収益	765,571 千円
第2項 営業外収益	1,141,589 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,799,138 千円
第1項 営業費用	1,706,355 千円
第2項 営業外費用	92,183 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 287,267千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,005千円、過年度分損益勘定留保資金 266,262千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,492,952 千円
第1項 企業債	967,600 千円
第2項 他会計出資金	119 千円
第3項 他会計負担金	67,927 千円
第4項 他会計補助金	250,385 千円
第5項 国庫補助金	196,950 千円
第6項 受益者負担金	9,971 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,780,219 千円
第1項 建設改良費	1,388,203 千円
第2項 企業債償還金	391,516 千円
第3項 予備費	500 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業(汚水)	734,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
公共下水道整備事業(雨水)	233,000 千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 116,965 千円 |
|-----------|------------|

(他会計からの補助金)

第 9 条 営業助成及び下水道整備のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、296,385 千円である

令和 4 年 3 月 2 日提出

茨城県神栖市長 石 田 進